

遺言書

第1条 遺言者は、下記の口座に係る預貯金残高の全額（以下「遺贈財産」という。）を、公益社団法人アニマル・ドネーション（主たる事務所：東京都港区南青山二丁目15番5号FARO1F、以下「アニマル・ドネーション」という。）に遺贈する。

記

銀行名： 支店
口座種類：普通・当座 口座番号：
名義人：

- 2 アニマル・ドネーションは、前項の遺贈を受ける負担として、遺贈財産から遺言の執行に要する費用（遺贈に伴う公租公課及び遺言執行者の報酬を含む）を控除した残金について、アニマル・ドネーションの活動費として利用、そしてアニマル・ドネーションが認定する動物愛護・福祉事業等を行う団体又は法人に寄付しなければならない。
- なお、寄付先の選定及び寄付額の配分については、アニマル・ドネーションに一任する。ただし、アニマル・ドネーションは、遺言者の動物福祉の想いを尊重し、認定団体又は法人の事業活動の規模・態様等を総合的に考慮のうえ、寄付先の選定及び寄付額の配分を定めること。*

注意書き

*： どのようなご寄付があると動物福祉の向上がなされるのかを検討し、そして可能であれば寄付者様のご意向があれば生前にお伺いして用途は決めさせてもらいたいと考えています。そのために、アニドネでは「遺言確認書」のご利用をご案内しております。

第2条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として次の者を指定する。

住 所：
氏名・名称：
生年月日：

- 2 上記遺言執行者は、相続人の同意を得ることなく、上記遺贈に係る預貯金等の名義変更、解約、払戻等の遺言執行に必要な一切の行為を行う権限を有する。
- 3 上記遺言執行者は、必要と認めたときは、代理人をして遺言執行をさせることができ、その選任については同遺言執行者に一任する。

以上

注意書き

- この遺言書文例は、参考資料です。
- 実際に遺言書を作成される際には、アニドネの専門家がご相談に応じます。